提出先 広島市

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 5 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	ヒロシマチュ	ヒロシマチュウオウホケンセイカツキョウドウクミアイ						
法人名	広島中央保信	広島中央保健生活協同組合						
法人所在地	〒 733-0013 広島市西区観音町16-19							
フリガナ	ヒラシマ タカ	<u>」トシ</u>						
書類作成担当者	平嶋 隆利							
連絡先	電話番号 082-292-3179 E-mail t-hirashima@hch.coop			t-hirashima@hch.coop				

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「O」、取得しない加算について「×」を選択すること。

0

福祉•介護職員処遇改善加算

福祉·介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算) < 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等対援加算)

2 賃金改善計画について<共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】福祉·介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅱ【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- Ⅲ【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額
- Ⅳ【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取	得予定の	加算	の合計		
1	令和	5	年度の加算の見込額	4,790,832	円
2	賃金改善 (右側の)		込額 『 算見込額を上回ること)	5,000,000	円

(2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)

要件 I

要件Ⅱ

要件Ⅲ

		処遇改善加算	0	特定加算		ベースアップ等加算	
① 令和 5	年度の加算の見込額	4,790,832	円		円		円
賃金改善の見込額 ② (右側の額は加算見込額を上回ること)		(a) 5,000,000	円	(b)	円	(c) 0	円

【記入上の注意】

- (a)には、処西以音川昇の昇疋により美施される倫仙・介護昞貝の頁面以音の兄必覩を法人で計昇し、直接記人するに
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・ (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✔)により誓約すること。

T 🗸 🛚

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。



要件IV

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

①加.理.办 羊+			法									
山地四以晋川	1算による賃金改善の)見込額	頁(再掲)		5,0	000,000	円					0
②賃金改善第	E施期間		令和	5 年	4	~	令和	6	年 :	3 月(12 カュ	月)
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 ☑ 手	当(新設	·)	手当(既存	の増額)	✓賞	与	□ その	の他()
	(当該事業所における	賃金改	 善の内容の	根拠となる	規則·規	程)						
	□ 就業規則の見直し		賃金規程の	の見直し	□ その	他()
	(賃金改善に関する規				賃金改善に	関する部分	を抜き出す	まこと。				
具体的な取組 内容	・処遇改善加算手当を勤務時間により1時間あたり68円支給する。 ・非常勤職員のうちパートヘルパーに1ヶ月あたり処遇改善手当として500円支給する。											
	※前年度に提出した計	画書から	変更がある	場合には、変	変更箇所を	<u>下線</u> とする	るなど明確	雀にする	こと。			
	(上記取組の開始時期	明)	平成 2	4 年	1 月	(② 実	施済	□ 予:	定)			
・次の要件にいずれかを記すれかを記する。 キャリアパス イ 福祉・グロ イに掲 ハ イ、ロに 福祉・グロ 福祉・グロに イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ	(2)キャリアパス要件 ・次の要件について該当する場合チェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。加算皿の事業所のみの場合もキャリアパス要件 I 又はⅡのいずれかを満たすこと。 キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 「加算 I・Ⅱ の場合は必ず「該当」、加算皿の場合 1 該当							当〇				
取組内		✓ ①	に、福祉・2 年4回の全化 ている。									·実施し
した上	する項目にチェック(✔) で、具体的な内容を記		資格取得0	nt かのま								
載)				リにぬりり又	援の実施	į	*:	当該取糺	1の内容	についてT	記に記載	すること
半以 /		2	年1回県内3 習を実施して	3生協合同()	広島中央伊	保健生協、	広島医療	§生協、 4	生協ひろ	しま)で介詞	護福祉士実	務者講
	ハて、全ての福祉・介護		習を実施して	3生協合同(ている。介護	広島中央伊	保健生協、	広島医療	§生協、 4	生協ひろ	しま)で介詞	護福祉士実	務者講
ロイにつ		護職員に	習を実施している	3生協合同(ている。介護 る。	広島中央(福祉士取	R健生協、 导者につい	広島医療いては資料	₹生協、 <u>\$</u> 各取得に	生協ひろこ関する研	しま)で介詞	護福祉士実 ・還付してい	務者講る。
ロ イにつ! キャリアパス	要件Ⅲ 次のイとロ で ↑護職員について、経	養職員にあ	習を実施している 思知している	3生協合同() ている。介護 る。	広島中央(福祉士取	保健生協、 导者につい ロ算 I の均	広島医療いては資料	を生協、4 格取得に ず「該当	主協ひろ :関するの 」	しま)で介記 所修費用を	養福祉士実 環付してい	務者講る。
ロ イにつ! キャリアパス	要件皿 次のイとロぼ	りませる ままま ままま ままま ままま まままま まままま しょくに まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	習を実施している 思知している	3生協合同(ている。介護 る。 す。 で昇給する化	広島中央は福祉士取った。	R健生協、 导者につい ロ算Iの特	広島医療 いては資 場合は必 一定の基	を を取得に ず「該当 準に基	生協ひろ - 関する配 」 づき定見	しま)で介記 所修費用を	養福祉士実 環付してい	務者講る。
ロ イにつ(キャリアパス 福祉・7 みを設	要件Ⅲ 次のイとロに ↑護職員について、経験 けている。 な仕組みの内容(該当 の全てにチェック(✔)	度職員に 両方の基 検若しくに	間を実施していた。 ま準を満たま資格等には 経験に応じる	3生協合同(にいる。介護る。 です。 です。 ではて昇給するに で対して昇給をする にするに でするに できるに でするに でするに でするに でするに でするに でするに でするに でするに でするに できるに	広島中央保証 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	保健生協、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	広島医療 いては資本 場合は必 場合なの基 給する仕	を生協、生協、生協、生協、性格を関係を関係では、 ままま は ままま ままま は ままま ままま ままま ままま まままま まままま まままま まままままま	主協ひろの	しま)で介記 肝修費用を 朝に昇給:	獲福祉士実 ・還付してい ✓ 該証 を判定する	務者講 〇 6 仕組
ロ イにつ! キャリアパス イ 福祉・3 みを設 具体的もなすること	要件Ⅲ 次のイとロに ↑護職員について、経験 けている。 な仕組みの内容(該当 の全てにチェック(✔)	東職員に 両方の基 検若しくに ② ① ② ② ③	電を実している。 大きないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	3生協合同(にている。介護でいる。介護でいる。介護では、一番をは、一番を経った。 これ こう	広福祉士取った「古」は日本大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大会の大	保健生協、 保健生協、 の の の は で で で で に で で で に で で で に で で に で で に で で に で で に で で に で で に で に で に で に で に に に に に に に に に に に に に	広島医療 場合 定の 基 がでも 取給が 取給 はあみ はまる はまる はまる はままる はままる はまままる はまままままままままま	を 生協、	生協ひろる	しま)で介記 肝修費用を 朝に昇給: の仕組みをであることで	獲福祉士実 ・還付してい ✓ 該該を判定する。	務者講のる。

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1)特定加算のグループごとの配分要件

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B) (ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- Ⅵ 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C) (ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- ™ 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと
- ™ (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

0 円

②特定加算に	よる平均賃				経験・技能のある 害福祉人材(A		他の障害福祉 (B)	上人材	その他の職	種(C)
		金改善を実施 グループに必ず	iする範囲 『チェック(✔)するこ	٤						
(イ)一月当	たりの常勤	換算職員数()	見込数)			人		人		人
			ブループごとの配名 平均賃金改善額の			:		:		
(エ)要件を	満たす特定	加算による平	均賃金改善額(月]額)		円 円		0 円		0 円
			女善額の総額(年額	額)	(#VALUE! 円)	(#VALUE!	円)	(#VALUE!	円)
※B≧2Cを	満たさないは)見込額(月額 場合のみ記入	•					円		円
		金改善の対象 賃金の見込額		職種(C) <i>页</i>	うち、改善後の賃	金		円	← 関 要件 Ⅵ	
		ト護職員(A)の 万円以上とな		が月額平	均8万円以上又は	改		人	→ 要件	
(ケ)本計画	ī書(別紙様:	式2−3)で特定	加算の取得を届	け出た事業	業所数 ————————————————————————————————————			() か所	7707	
(コ)「月額ュ	平均8万円の)処遇改善又(よ改善後の賃金が	が年額440	万円以上となる者	í Jě	没定できない場合	合その	理由	
□□小規	見模事業所等	で加算額全体が	が少額であるため。							
					金を引き上げることが					
					事業所内の階層や どに一定期間を要す			れる能	力や処遇を明確化	Ł
)他(-)
					金改善額を含む金					
円以上)も同様の と。)万法でカワン	/トす ること。 <i>たい</i>	こし、(ク)の削干部方	♪(月額8万)	円以上の改善)につ	r.CI	ま、特疋加昇によ	る頁面に	奴善額のみ ビ刊图	ガするこ
(2)賃金改	善を行う賃	金項目及7	び方法							
賃金改善 実施期間	令和	年		令和	年 月	(か月)			
経験・技能の										
ある障害福祉										
人材(A)の考 え方	(4/1)@=5/4	V	パん・坦人さの四の	± \						
生人小羊七 年	(4(1)(Z) C(P	のにナエツク(を)	がない場合その理目	田)						×
賃金改善を行 う給与の種類	基本語	給	当(新設)	手当(既7 ———	字の増額) 🗌 🧃	賞与	□ その他	()
	(当該事業)	<u>ーーー</u> 所において賃	金改善内容の根		則·規程)					
	□就業規	則の見直し	□ 賃金規程の	見直し	□ その他 ()
		に関する規定 3、その旨を記載		拠規程のう	ち、賃金改善に関す	る部	分を抜き出すこと	。資格・	手当等に含めて	賃金改
 具体的な取組			~ 0							
内容										
	※前年度/	- 埋火した計画:	■ から変更がある∜	보수ITH 7	 変更箇所を <u>下線</u> とす	スナン	ご明確にすること			
	(上記拟社)	の開始時期)	令和	年	月 (🏻 実施)	弁	□ 予定)			

(3)見える化要件について

・宇族する田知方はについて チェック(**)すること

・夫他9つ同和	方法に Jい (、デエック(▼) すること。
ホームページ	[「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載
への掲載	自社のホームページに掲載
その他の方法	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示
による掲示等	□ その他(

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1)ベースアップ等加算の配分要件

- ・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
 区 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当 の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)	0 円	
②ベースアップ等による賃金改善の見込額		

福祉・介護	i)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)	(#VALUE! 円	円 円)	(0.00)	%	←	要件
そ	ii)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額			円						IX
職の種他	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)			円	(0.00)	%	←	
の	(括弧内は月額)	(#VALUE! 円)	•					_

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善 実施期間	令和 年 月~ 令和 年 月(か月)						
賃金改善を行	ベースアップ等 (必ず選択) 基本給 決まって毎月支払われ 決まって毎月支払われる手 る手当(新設) 当(既存の増額)						
う給与の種類	上記以外 (必ず選択))					
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)						
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 ()					
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。						
具体的な取組							
内容							
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。						
	(上記取組の開始時期) ┃ 令和 年 月 (□ 実施済 □ 予定)						

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>

【机遇改姜加質】

・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全でにチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

区分	内容
	✓ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	✓ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上や	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする 者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の 受講支援等
キャリアアップ	✓ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	✓ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	✓ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	
推進	✓ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	✓ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	[障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
FF	福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
腰痛を含む心 身の健康管理	✓ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	✓ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	✓ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の 提供)等による役割分担の明確化
善の取組	✓ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	✓ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	
やりがい・働き がいの構成	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
75 C C) 145 15C	✓ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
	より期間中の実施が困難な場合 に取組実績がある項目にチェック(✔)すること。 理由:

7 要件を満たすことの確認・証明く共通>

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

確認項目	証明する資料の例
☑ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☑ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☑ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
 ン キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
 ▽ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
☑ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 4 月 10 日 法人名 広島中央保健生活協同組合

代表者 職名 代表理事 理事長 氏名 福山 愼二

(確認用) 提出前のチェックリスト

・ 以下の項目に「 \times 」がないか、提出前に確認すること。「 \times 」がある場合、当該項目の記載を修正すること。 ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

		2 賃金改善計画について<共通>	
I	4	処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	0
	(2)	特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	
	•	ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	
	(3)	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	0

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	0
	処遇改善加算 I・Ⅱ を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件 I を満たしていること	0
(2	処遇改善加算 I・II を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件 II を満たしていること)具体的な取組内容が記入・選択されていること	0
	処遇改善加算 I を取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること 具体的な仕組みの内容が選択されていること	0

_			
	4 特定加算の要件について		
	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること		
	法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≧2C)を満たしていること		
(-	、「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること		
(⁷ 特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと		
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)		
(、賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること		
(2	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	×	
(3	り見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること		

_		
	5 ベースアップ等加算の要件について	
	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	
ľ	「その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	
(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>	
処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること 特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	

	7	要件を満たすことの確認・証明く共通>
ſ	必要な項目が全て選択されていること	0